

教科書にみられる「家族像」

—修身教科書の場合—

久 武 綾 子

Ayako HISATAKE

(家政学教室)

はじめに

“修身”という私達は、昔の教育で古い道徳を律する教科という意識が強い。さて、その古い道徳という教育勅語を連想する人も少なくないと思われる。忠孝一本なる道徳教育は、帝国主義興盛期の明治から昭和にかけて称揚されたが、為政者はそれが後世に悲劇をもたらす胚胎となるとは予測できなかったのだろうか。教育とは恐しいものである。

さて、修身という「キグチコヘイハ シンデモ ラッパヲ クチカラ ハナシマセンデシタ」という人口に膾炙した文句が脳裏をかすめる人もあろう。ちなみに木口小平が教材として登場するのは、国定一期教科書(明治36年～)から四期(昭和8年～)まで4回ある。それは明治31年生まれから昭和9年生まれ(昭和62年4月1日現在, 89歳から53歳)の者が小学校1,2年のとき勇氣・忠義の教材として学んだのである。

政府は、教科書に対して絶対不可侵的な価値観を国民に植えつけるためと、教科書を絶対視する立場から、児童はひたすら暗記させられた。したがって教科書によって学んだのではなく、教科書「を」無批判に学ばせられたのである¹⁾。それ故“教科書が日本人を作った”といわれるのである²⁾。

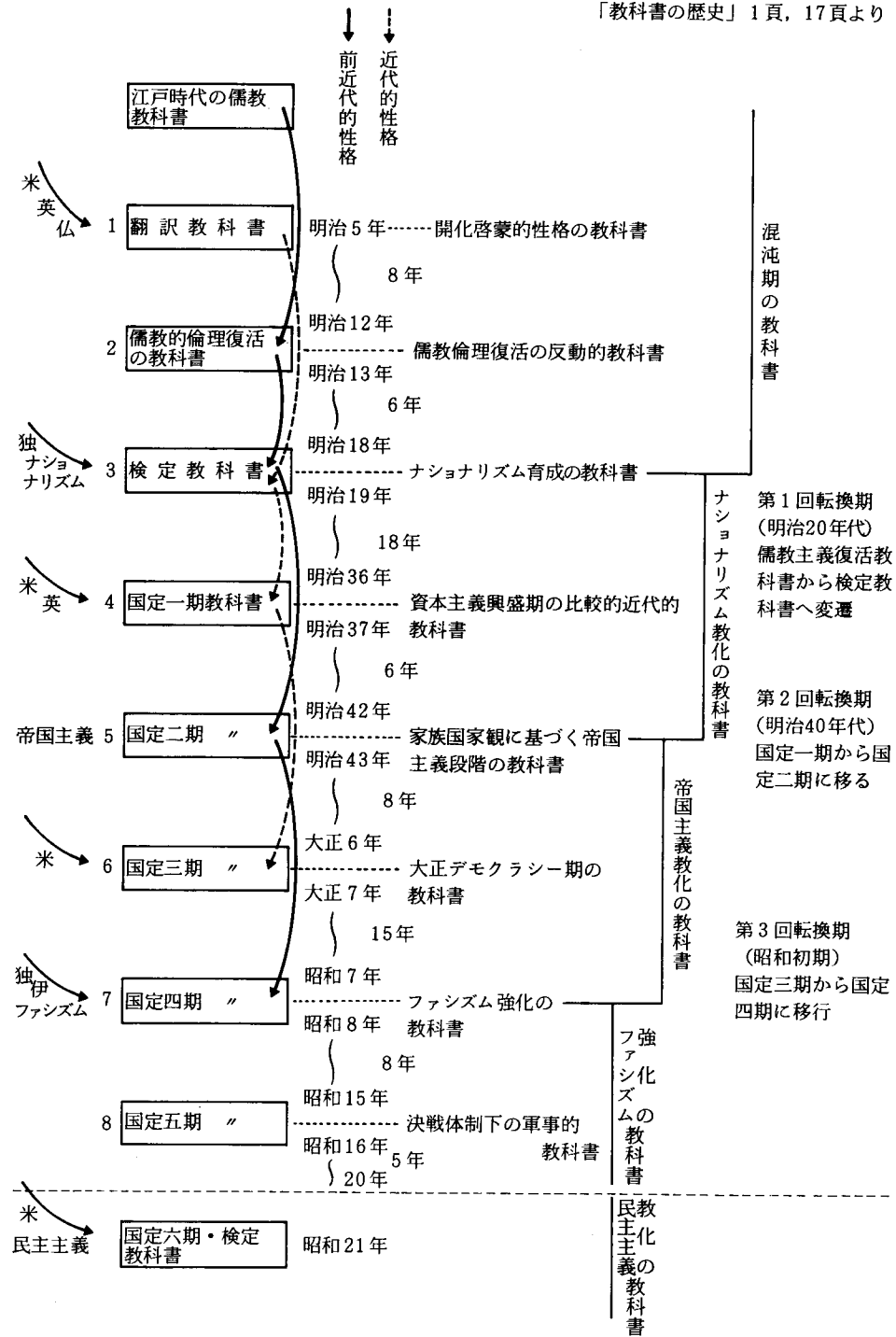
戦後「家」制度が廃止され、男女平等の世の中になった。しかしながら私達の周辺では、いまだ「家」制度的慣習の名残りや女性を蔑視するような行為が払拭されたとはいえない。なぜ、そのような状況であるのか、その原因を探ると、それは過去の教育に求められる。その過去の教育の中心となったのが修身と国語であったが、それを調べるには、教科書調査が一つの方法である。それは、上述のように“教科書が日本人を作った”からである。とくに修身の教科書では「家」制度教育が侵透していたと思われる。筆者は、これまで女大学³⁾や戦前の国語教科書について報告⁴⁾したので、今回は、その続編として修身教科書における「家族像」を浮彫りにし、家族問題を考える一つの資料を提供したいと思う。

I 研究方法

修身教科書における「家族像」をみるため、まず教科書制度の変遷を調べ、ついで対象となる教科書の中から家族に関する記述がなされている題材を抽出し、分析・考察する。

図一 1 近代教科書内容変遷図

「教科書の歴史」1頁, 17頁より



Ⅱ 調査内容および分析と考察

1 教科書制度の変遷 — 修身教科書を中心として —

教科書制度の変遷については、前頁に掲げる唐澤富太郎氏の「近代教科書内容変遷図」を基にして、まず解説をし、次いで、その歴史的過程とその社会的背景をみてみよう。

1) 近代教科書内容の変遷図(図-1)の解説

(1) 近代的・前近代的性格の動的展開

明治初期の翻訳教科書から始まって昭和16年の国民学校の国定教科書に至るまでの日本の戦前の教科書の歴史は、図-1のように8期に区分して考察することができる⁵⁾

ところで、この8期の教科書の変遷をみると、ここには、教科書を支えている二つの思想、すなわち、翻訳教科書、国定一期、国定三期などのように**近代的内容を比較的多く掲げている教科書の流れ**(図中…→)と、儒教的倫理復活期の教科書、検定教科書、国定二期、四期、五期の教科書のように逆に**近代的内容を削減してその代わりに前近代的な内容や超国家主義的内容を増加している前近代的性格をもつ教科書の流れ**(図中—→)との二つの異なった流れが、時代の思潮を反映して交互的に現われ、あたかも近代的性格と前近代的性格との2本の綱によって、教科書の歴史という1本の大綱があざなわれているようだ⁶⁾と唐澤氏はいわれる。つまり近代化への前進と前近代化への後進がくり返されているのである。

(2) **近代的性格と前近代的性格はなぜからみ合うか**、その歴史の過程の原動力を究明しよう。そのため前述の8期の変遷の過程をさらに細かくみると次の3回の転換期が見出される⁶⁾

○第1回の転換期は、儒教主義復活の教科書から検定教科書へと変遷する明治20年代。

○第2回の転換期は、国定一期から二期に移る明治40年代。

○第3回の転換期は、国定三期から四期に移る昭和初期。

以上の転換期の究明は、教育により如何に国民形成を図ろうとしたかを解く鍵である。まず①**第1回の転換期=ナショナリズム教化の教科書期**⁷⁾からその経緯をみてみよう。

第1回の転換期は、儒教的倫理の中心徳目である「孝」を教科書の基本原理としている家族主義的な修身教科書から、「忠君」や「愛国」という国家的な倫理が始めて教科書の中心的位置を占めて来る検定教科書が出現する時期である。ここで始めて学校教育が、教科書を通して、民衆を国民に育成しようとする明治政府の意図を担ったのである⁷⁾

さて、この第1回転換期はなぜ起きたか、それを究明するため、その前の明治初年の翻訳教科書にふれる。翻訳教科書は、後進日本にとって欧米先進国文化の摂取であり、教育の近代化であった。しかし民衆の生活からは遊離し現実の社会生活を支配している倫理思想とは異なったので、その反動として儒教主義的な倫理復活の教科書時代が招来する。

さて明治20年頃には一応近代国家の体面を保つが、翻訳教科書は世界的性質を強調した故に、儒教的倫理復活の教科書は、家族主義社会の倫理という狭隘さから、共に国家的意識を民衆に教えなかった点で一致していた。そこで民衆に国家的意識を育成する教科書として検定教科書が生まれ、教育勅語がその大綱となりナショナリズムが教化されたのである。

②次に**第二の転換期=帝国主義段階の教科書**⁸⁾をむかえる。

第2回の転換期は、すでに日清日露の両戦争に勝利を得た後、日本の資本主義が明らか

に帝国主義的な段階に入ったことに相応して、教科書では、国定一期教科書に見られたような比較的近代的な内容の教科書が、それ以前の検定教科書に現われていたような儒教的道徳と国家主義的道徳とが、**家族国家観**という形で結合された**国定二期教科書**に替わる⁸⁾

③さらに**第三の転換期 ファシズム抬頭の教科書**となるのである。

第3回の転換は、教科書が国民形成という目標から、さらに進んで「臣民」の育成という日本のファシズムの課題を正面から担って行く時期であって、**国定四期教科書**は、その表紙の色や体裁において、この第3回の転換を判然と証明しており、画期的な変化を示す。

2) 近代教科書内容の変遷とその時代背景および教科書の特徴

以下、前頁の近代教科書内容の変遷図に基づき、その時代背景と教科書について考察す。

(1) 江戸時代の儒教教科書

ここでは寺子屋の教科書について、修身教科書に関係のあるものを抽出すると、往来物(往来とは進状、返状をさしその往復一双手続を収録して編纂したもの)のうち、教訓的なものとして最も広く使用されたのは『童子教』と『実語教』とがある。『童子教』も『実語教』も共に鎌倉時代の僧侶の手によって作られ、その後、長い期間にわたって庶民の教科書として使用されたものである。なお、女子の教科書としては、女今川、女大学等があげられるが、筆者はこれらについて報告したので省く。

(2) 翻訳教科書 — 開化啓蒙的性格の教科書 — 明治5年～12年

明治5年の学制とともに出発した近代学校では、どんな教科書が用いられたのであろうか、これを「小学教則」(明治5年9月、小学校の教授内容が詳細に示された)によってみてみると、¹¹⁾小学校の1.2年の修身教科書は、『修身口授』(教師が生徒に話しをして聞かせる)があったに過ぎず、西欧物質文明に心酔し文明開化の当時の日本は知育偏重の時代で、それ故、明治5年出発の近代学校においては修身科は最も軽視され、カリキュラムの最下位におかれていた。明治5年文部省が指定した5種の教科書は、いずれも翻訳書で、『**民家童蒙解**』『**童蒙教草**』『**修身論**』『**泰西勸善訓蒙**』『**性法略**』がそれである。

以上のように小学教則に示された5種の修身教科書は、欧米の法律書や倫理書を翻訳したものであったが、これらが修身教科書として適切であったか否かは論をまたない。なお、教師も翻訳書で教授し得るような者はきわめて少なく、修身の時間は嫌われたという。¹²⁾

(3) 儒教主義復活時代の教科書 — 自由民権運動への反動 — 明治13年～18年

明治10年をすぎると教育は再び前近代的な儒教倫理を重視するものへと逆コースをとり始めたのである。明治12年の**教学聖旨**は、国民教育の根本方針が示され、教育勅語の前段階をなすものである。なお明治13年の改正教育令によって修身は教科目の最上位に改められた。教学聖旨に基いた勅選の**幼学綱要**は、儒教道徳の中心をなす**忠**とか**孝**は**恩**によるというのが特色で、また皇室を尊ぶことを強調した国家主義の現われがみられる。

以上のような修身教科書の変化は、自由民権運動の抑圧のため政府がとった処置である。¹⁴⁾

(4) 検定教科書と国家統制 — ナショナリズムの勃興 — 明治19年～36年

明治19年、森文相の「学校令」は、小学校及び尋常中学校の教科書検定制度を実施し、教科書の国家統制を強化した。この検定制度は後述の第一期国定教科書へと展開して行く。

明治20年の始め頃より、わが国で行われ始めたヘルバルト学派の児童の興味に重点をおく教授法が修身口授に適用されたが、修身の教授については教育家も政治家も困っていた。

このような混沌とした修身教授への批判，教師の困惑に対する解答として教育勅語が作成され発布された。¹⁶⁾この教育勅語が以後，臣民教育の聖典として，いかに威力を発揮したかは，論をまたない。さて，明治23年の教育勅語の渙発によって，修身科は従来の口授形式を改め教科書使用がきまったので，明治25年から27年までに約80種の教科書が文部省の検定をパスして発売された。なおこの期の修身教科書は，教育勅語解釈書といわれる。¹⁷⁾

(5) 国定教科書の成立¹⁸⁾

上述の教育勅語の発令によって国民思想の統一，義務教育の国家統制は急速にすすめられ，ことに日清戦争のあとは国家主義の思想が強められた。そこで小学校の教科書，なかでも修身教科書を国定にすべきであるという意見が早くからあらわれていた。¹⁹⁾

検定制度では，文部省検定済の多くの教科書のなかから，府県ごとに教科書審査委員会が教科書を採択する制度であった。そこで民間の出版会社と府県の審査委員との間に採択をめぐる贈収賄の不正行為が行われ醜聞がたえなかったので文部省は処罰規定を設けたりして対策を施したが，明治35年12月ついに全国的に大規模な摘発検挙が行われた。¹⁹⁾

この教科書事件の結果，検定制度を維持することは事実上困難となった，そこで政府は，かねてから問題にされていた国定制度をこの機会に一举に実施したのである。¹⁹⁾

(6) 国定一期教科書 — 資本主義興盛期の比較的近代的教科書 — 明治37年～42年

最初の国定修身書を全体としてみると，家族道徳や国家に対する道徳が国定直前の検定教科書よりもいくらか減少し，近代市民社会の道徳の比重が高まっている。²⁰⁾この修身書に対しては，当時それぞれの立場からいろいろの批判があったので，明治40年になって義務教育が延長されたとき，これに伴って修正され，第二期の国定修身書が編集された。²¹⁾

(7) 国定二期教科書 — 家族国家倫理に基づく修身教科書²²⁾ — 明治43年～大正6年

先述の教科書の三つの転換期のうち，第二の転換期は国定一期教科書から国定二期教科書に移る明治40年代のこの時期である。この二期国定教科書の編纂の意図には，労働争議等によって普及し始めて来た社会主義思想を防止し，崩れ始めた「家」観念を補強しようとしたことがあげられる。²³⁾修身書に対し全盛のヘルバルト派の教育論者は，人物基本主義を主張し，忠孝本位の徳目主義に偏していると批判したが，他方，東久世氏らは，忠孝の道徳を軽視したと批判した。いろいろな世論を受けて改訂された二期修身書は日露戦争後の高まってきた国家主義思想を反映して編集された。そのため忠孝の道徳，祖先崇拜，皇室に関する内容の課を設けている。逆に一期修身書にみられた市民社会の倫理は影が薄い。²⁴⁾

(8) 国定三期教科書 — 大正デモクラシーの教科書 — 大正7年～昭和7年

大正デモクラシーがもたらしたこの期の修身教科書は，近代的社会倫理が重視され，逆に前近代的皇国臣民の倫理が退潮を示している。²⁵⁾大正8年からの修正では，二期の修身書を改めて最初の国定修身書に近づけた傾向がある。しかし，時代の推移に即して新しい公的・社会的な教材が加えられ，封建道徳は弱められて，国際協調の性格がうち出された。²⁶⁾

(9) 国定四期教科書 — ファシズム強化の教科書²⁷⁾ — 昭和8年～15年

(7)で述べたように三つの転換期のうち，第三の転換期は，国定三期教科書から国定四期教科書へ移る昭和初年の日本のファシズム抬頭期において登場するこの期である。²⁷⁾薄青表紙の修身書，色刷りのサクラ読本のようにその装釘，内容ともに変化が著しく，臣民の道を強化し忠君愛国の精神の鼓吹を教育目的とし，「愛国の精神が叫び道され神国観念が強化され」²⁸⁾三期において現われ始めた市民の倫理が再び臣民の倫理へと反転されたのである。

(10) 国定五期教科書 — 超国家主義・ミリタリズムの教科書²⁹⁾ — 昭和16年～20年

昭和16年，国民学校の中核的教科として新たに設けられた国民科は，皇国民錬成という究極目的のため，特に国体の精華を明らかにし国民精神を涵養し，皇国の使命を自覚せしめるという重要な任務をもったが，それを最も果たす使命を担ったのが修身科であった。²⁹⁾

五期教科書の基本的性格は，超国家主義・軍国主義の強化宣伝ということで，教科書は戦争を「聖戦」と美化した。なお，この期の教科書は他の期に見られなかった特殊な事情すなわち編纂が軍の圧力下においてなされたことと物資不足下で作られたことである。²⁹⁾

(11) 昭和20年12月末日付で，修身・日本歴史・地理の授業停止と，この科目の教科書を全国からすべて回収して廃棄処分することが連合国最高司令官総司令部から指令された。³⁰⁾

2 調査教科書一覧表

本稿では「学制」領布によって近代教育制度が出発した明治5年から，国定教科書期の終わる昭和20年までに使用された修身科教科書61冊を調査教科書とした。

表一 1 調査教科書一覧表

時期	発行年	教科書名	編著者名	発行所	時期	発行年	教科書名	
翻訳教科書期	明治4	泰西勤善訓蒙 前編	箕作麟祥	名古屋学校蔵版	国定一期	明治36	尋常小学修身書 第一学年	
	5	童蒙をしへ草 初編				福澤諭吉	尚古堂	高等小学修身書 第四学年
	7	修身論 前編，後編				阿部泰蔵	文部省	第一学年
	7	小学教諭童蒙解 卷一				青木輔清	同盟社	第二学年
儒倫理教復活期	8	小学修身口授	漢加斯底爾	文部省	二期	43	尋常小学修身書 卷一	
	13	小学修身訓 上下	西村茂樹	文部省		卷六		
	13	修身児訓 一～五	亀谷行	光風社	三期	大正7	尋常小学修身書 卷一	
	15	幼学綱要 卷之一，二	元田永孚	宮内省		卷六		
	16	小学修身書 初等科之部	文部省	文部省		昭和8	尋常小学修身書 卷一	
17	小学修身書 中等科之部	"	"	四期	昭和8	尋常小学修身書 卷六		
検定教科書期	25	小学修身訓 上中下	末松謙澄	精華社	五期	昭和16	ヨイコドモ 上	
	25	尋常小学修身書 卷1～4	東久世通禎	国光社		初等科修身 下		
	27	高等小学修身書 卷一，二	"	"		一		
	34	新編修身教典 卷一～，四	普及社編輯所	普及社		四		
国定教科書は，編集者，発行者，ともに文部省								

3 調査項目

1) 夫婦の役割分担……夫（男）の務，妻（女）の務

ここでは「夫（男）の務，妻（女）の務」が教科書の中でどのように描かれていたかを図一1の近代教科書内容変遷図に示した順序に従って抽出し，分析する。

(1) 翻訳教科書（明治5年～12年）

明治5年の「小学教則」に指定された五種の翻訳修身書（民家童蒙解，童蒙教草，修身論，泰西勤善訓蒙，性法略）以後，口授書として種々の教科書が出されたが，これらの翻訳書が，カリキュラムに沿って実際に使用されたのは，相当進歩的な程度の高い一部の学校に限られていたのではなかろうか。¹²⁾ 一般に，翻訳教科書は，日本の近代教育の発足に当たり歴史的意味は非常に大きかったが，しかし，それを教える教師に人を得ず，ただ読ませ暗

記させるという素読的な教え方であった。このような実態であったので、この時期の翻訳教科書は、その後の教科書に継続されることは少なく大きな影響を与えることなく、一時的な産物として終わってしまった、といわれる。³¹⁾したがって、ここでは一例のみ掲げる。

資料1 勸善訓蒙後編卷一第二章「夫婦ノ務」, 夫ノ其婦ニ対スル務

第一 夫ハ其婦ノ為メ供備ス可キヲ論ス, 第二 夫ハ其婦ノ身体ヲ保護ス可キヲ論ス
婦ノ其夫ニ対スル務……男女ノ別アルニ従ヒ較々其差アルノミ 故ニ之ヲ概言スル時ハ夫ハ一家ノ長ニシテ婦ハ其補翼タル可シ。

第三 婦ハ能ク其家事ヲ治ムルニ注意ス可キヲ論ス。

第四 婦ハ其衣服及ヒ姿様ヲ修整シテ其夫ノ意ヲ失ハサルニ務ム可キヲ論ス。

(2) 儒教的倫理復活の教科書 (明治13年～18年)

儒教主義的復古思想に基づくこの時期の教科書のうち「教学聖旨」の精神に基づく「幼学綱要」をみてみよう。本書は、古典からの引用文と中国や日本の例話を集め編集された。

<資料2 幼学綱要卷之二, 和順第三>

前略, 夫ハ其外ヲ治メ。婦ハ其内ヲ修ル者ナリ, 夫婦和順ナレバ。一家斉整ス, 所謂人倫ハ夫婦ニ始ルナリ。之ヲ忠孝ニ並ベテ。人倫ノ大義トス。

易日。女正位乎内。男正位乎外。男女正天地之義也。

礼日。礼始謹夫婦。又日和順積中。又日。夫婦。家之肥也。

(3) 検定教科書 (明治19年～36年)

検定期における夫の務, 妻の務は, 資料一(1), 3—(2), 3—(3)で表わされ, 女大学小学生版といえる。このことは拙稿一戦前, 小学校国語科教科書の場合でもとりあげた。⁴⁾

<資料3—(1) 末松氏小学修身訓 卷之下 第三十二夫婦のつとめ> 凡そ夫となり妻となりては, 互に睦しく暮し, 夫たるもの, その妻をいつくしむべきは, さらなり, 妻たるものは夫を大切に, わが及ぶかぎり, 力をそへて夫の立身出世をたすけ, 家のさかえをねがうべし。

<資料3—(2) 尋常小学修身書卷之四第八女訓第二十課> 夫は, 外の事をつかさどり, 婦は, 内の事をさむ。これ, 夫婦の職分なり。外の事とは, 土農工商の業という。内事とは, 朝夕のいとなみ, 衣服の裁縫, 小児の教育などをいふ。

<資料3—(3) 新編修身教典 高等小学校用卷一第二十課女徳> 女は, すべて, やさしく, しとやかなるべし。たちふるまひは, いふに及ばず。ことばづかひに至るまで, あらあらしからざるをよしとす。されども, やさしき中にも, 心の内, たしかにして, みだりに, 人に動されぬところなかるべからず。

(4) 国定教科書 第1期 (明治37年～) から第五期 (昭和16年～)

国定教科書期は, 夫 (男) の務と, 妻 (女) の務の内容の特徴から二分することができる。それは第1期から第3期まで (明治37年～昭和7年) と第4期, 第5期 (昭和8年～20年) である。

第1期から第3期までの例を資料4—(1)としてあげる。この例は検定期とあまり変らない。

<資料4—(1) 二期尋常小学修身書卷六「第二十四課」男子の務と女子の務> 男子は成長の後, 家の主人となりて職業を務め, 女子は妻となりて一家の世話をなすものにて, 男子の務と女子の務とは其の間に異なる所あり。修身の教は男女共に守るべきものなれども, 特に男子は剛毅果断にして女子は温和貞淑なるをよしとす。知識をひろむることも男女均しく大切なることなれば, 各々其の分を尽すに必要な知識を収得すべし。女子は男子よりも体力弱ければ, 男子は女子をいた

はるべきなり。又世には女子を男子より劣れりと思ふものあれども、大いなる心得違なり。女子も男子も同じく万物の長にして、ただ其の務を異にするのみ。女子が内に居て一家の世話をなし、家庭の和楽を図るはやがて一国の良風美俗を造る所以なり。女子の母として子供を育てることの良否は、やがて其の子の人となりに影響し、延いては国家の盛衰にも関係するものなり。されば女子も男子と同じく己が務の大切なことを思ひ、常に其の本文を全うせんことに心掛くべし。

なお二期の高等科1,2年に「女生用」の教科書が作られ、児童用でない「舅 姑」「貞操」「女子の本分」等の題目が入っている。「女子の本分」では、「夫を助けて家政を整へ、子女を教養する」のが女子の天職であり、天職をよくはたす者が良妻賢母³²⁾といっている。

次に、国定四期と五期についてみたところ、ここでは、これまでにみられた「男の務、女の務」の項目がなく、「祖先と家」「私たちの家」といった「家」についての項目の中に、夫(男)の務、妻(女)の務が少し書かれているにすぎないので例示は省略する。

2) 祖先と「家」

ここでは「家」の概念として、世代をこえて連続する家族集団のつながりを指すものとして規定した場合、祖先崇拜の慣行がどのようにとりあげられているか、みてみよう。そこで、祖先崇拜に関する内容が記述されているのを抽出し表示したのが表一2である。

表一2 「祖先崇拜」に関する題材とその内容

時期	教科書名	発行年	巻、章	本 文
儒教的倫理期	小学修身書	明治17年	卷之第二章	己が祖先ノ天祖天孫ヲ、仰ギ奉リシ昔ニ変ハルコトナカランニハ、是祖先ノ志シヲ継グノ大孝ト云フベシ 一孝 経
	小学修身書	明治17年	卷之第四章	祖先ヲ祭ルコトモ、必ず宗子ノ家ニ於テス、是ニ由リテ子孫ノ恩意厚クシテ分族多シトイエドモ、一木ノ分枝ノ如ク…… 童子訓
検定期	小学修身書	明治25年	卷之三 第二報本	わが身は、父母よりいで、父母は、先祖よりいつ。神は、父母の先祖なれば、つねに、うやまいたふとぶべし 以下 略
国定二期	尋常小学修身書	明治43年	卷八 二	“ソセンヲタツベ”……イナフ ハルハ ソセンヲ タツトシテ、マイ月 テイネイニ マツリマシタ。ソノトキメヅラシイクダモノナド ラ ブツダンニソナヘマシタ
	尋常小学修身書	明治43年	卷六 八課	“祖先と家” 本文参照 資料5
国定三期	尋常小学修身書	大正7年	卷六 七課	“祖先と家” 我等の家では、父は職業に励み、一家の長として我等を保護し、母は父を助け、一家の主婦として家事にあたり、共に一家の繁栄と子孫の幸福をはかっています。父母の前は祖父母、祖父母の前は曾祖父母と、我が家は祖先が代々維持して来たものです。 以下略
四期	尋常小学修身書	昭和8年	卷六 五	“祖先と家” 上記と同趣
五期	初等修身書	昭和16年	四の二	“私たちの家” 上記に同じ

表ではわかり難いが、「家」の成員として祖先崇拜の慣行は日々の祀りと、総領家で行う祀りとがあることがいくつかの事例でとりあげられ、「家」制度のあり方を示唆している。

次に、「祖先と家」にみられる家族主義の倫理についての事例をあげよう。

<資料5 国定二期修身教科書 巻六、八課「祖先と家」>

我等の家は我等が祖先の経営したる所にして、我等の父母は祖先の志を継ぎて家を治むるものなり。されば祖先を崇敬して祭祀の礼を厚くするは極めて大切なる事なり。一家に一人不徳の者ありても其の家の不名誉を来すものなれば、一家の人人互に本分を守り品行を慎みて、其家の名誉と繁栄との為に力を尽し、以て祖先の名を顕さんことに心掛くべし。……………我等は常に家を重んじ、祖先に対しては孝順なる子孫となり、子孫に対しては立派なる祖先となるやう努むべきなり。

3) 祖先崇拜と国家

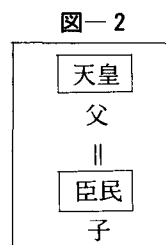
上述のように「家」を中心とした祖先祭祀が生活の中で重要な役割を果たしていたが、一方では、皇大神宮や靖国神社、氏神などに対する祭祀の記述も多くみられた。

すなわち、皇室の祖神である天照大神が、我が国をつくられたことが記されている。また、国民を統合する力を明治政府は、天皇に求めた。そのため江戸中期以降よりわが国に「家」を基礎とした祖先観が民間信仰にあったことから³³⁾、皇室の祖神である天照大神を国民全体の祖先神におき、民衆を思想的に統一しようとしたのである。すなわち、国定二期、尋常小学校修身書巻二では、クワウダイジングウ ハ テンノウヘイカノ ゴセンゾヲ オマツリ マウシテアル オミヤデ ゴザイマス。ワレワレ 日本人ハ コノオミヤヲ ウヤマハナケレバナリマセン、と小学2年の児童に教えている。

次に国定三期（大正7年～）の尋常小学修身書巻五の第一課「我が国」を抄出してみよう。

昔天照大神は御孫に くにのみこと瓊許尊をお降しになって、此の国を治めさせられました。尊の御曾孫が神武天皇であらせられます。……我が国は皇室を中心として、全国が一つの大きな家族のやうになって栄えて来ました。御代々の天皇は我等臣民を子のおいづくしみになり、我等臣民は祖先以来、天皇を親のやうにしたひ奉って忠君愛国の道に尽しました。……………後略。

以上のことは、左図に示すような上下関係の社会機構、ヒエラルキーが想定され、この家族国家観は、天皇制国家という支配体制を支えるイデオロギーと見ることができる。³⁴⁾それは「わが国は一大家族をなすもので、我等国民は子の父母に対する敬愛の情を以て万世一系の皇位を崇敬す。是を以て忠孝は一にして相分れず。……………忠孝の一致は実に我が国体の特色なり」と国定二期高等小学11課で説明していることからわかる。



4) 忠 孝 一 本

忠孝一本とは、上記3)の最後で説明したように「忠」という天皇への奉公も、「孝」という私的な親への奉仕も、共に一大家族という都合のよい論理の中に包んで、そこで一致させようとしたのである。³⁵⁾それは、具体的には、このような家族国家倫理に基づく国定二期の修身教科書の内容を検討してみるとその特質がわかるといわれるが、それについては、すでに1)の2)の(7)で述べたところである。そこで忠孝一本という徳目が国民道徳として教科書でどのようにとりあげられているかみてみよう。さて本稿のテーマの家族像、ここでは、家族関係と忠孝との関係としてとりあげるが——忠臣ハ孝子ノ門ニ出ヅ——という格言と共に楠木正成、正行の話が浮上するではなかろうか。

なお、戦前の国語教科書の中で「水兵の母」は、国定二期から5回登場するが、この教材は、戦争を支えた女性の姿が忠孝一本という観念のもとに浮彫された傑作といわれる。³⁶⁾

5) 忠義, 忠君愛国

国定一期の教科書では「忠君」の徳目を教える教材として楠木正成, 正行が登場するが二期になると忠君と愛国を一元化させており, これが, 二期の根本的な特色という。³⁷⁾

本稿, 冒頭でふれたキグチコヘイの教材は, テンノウヘイカと共に日本修身教育の最大成功の一つと評される。³⁸⁾これは, 最初は「ユウキ」の教材として国定一期(明治38年～)では2学年に, 「キグチコヘイ ハ ラッパ ラ クチニアテタママシンテイマシタ」となっているが, 二期になると「チウギ」の教材として巻1に, ところが三期(大正7年～)になると, 巻1で, 「キグチコヘイ ハ テキノ タマニ アタリマシタガ シンデモ ラッパ ラ クチカラ ハナシマセンデシタ」と語句が変化している。なお四期は, 三期と同じであるが, 五期(昭和16年～)になると, 1年生の修身教科書はヨイコドモに改訂されたため, キグチコヘイの教材はない。

6) 孝 行

次に, 「忠義」と対になっている道徳としての「孝行」についての題材を時期別に表示す。

表—3 「孝行」に関する題材とその内容

時期	教科書名 巻	発行年	題材等	本 文
儒 教 的 倫	小学修身訓 下	明治 13年	第七家倫	第一には 父母の心を安穩なるやうにするなり 第二には 父母の身をよく敬ひ養ふなり — 翁問答
	修身児訓	明治 13年	第一章 孝 弟	能く父母に事ふる之を孝という, 父母に対しては色を和 げ気を下し, 温和を主として事ふべし — 家道訓
			第八章 倫 常	孝は百行の本なり, 故に人として孝ならざれば, 其本先 づ絶ゆ。他の善行良才ありといえども観るに足らず — 貝原益軒
			第十一章 家 制	…只親を養ふは。本に報ずるの道なれば, 我が分を忘れて, 財を惜むべからず — 家道訓
同上	…父母より伝はれる財産を失はざるを以て孝と為すべし。 已, 不徳にして之を失ひ, 或は之を減耗するは, 大なる不 孝というべし — 家道訓			
理 復	小学修身書 一	明治 14年	孝 弟	柔かなる顔色は, 父母これを見て 花よりうるはし, 和 ぎたる言葉は 父母之をききて音楽よりたのし
	幼学綱要 巻之一	明治 15年	孝行第一	能ク其恩ヲ恩ヒ, 其身ヲ慎ミ, 其力ヲ竭シテ, 以テ之ニ 事ヘ, 其愛敬ヲ尽スハ, 子タルノ道ナリ, 故ニ孝行ヲ以 テ人倫ノ最大義トス
活 期	小学修身書 首巻	明治 16年		孝は, 徳のもとより 孝経 はとに, 三枝のれいあり, からすに反哺の孝あり … 諺
	小学修身書 巻之二	明治 16年	第一章	…ただ孝を行ひて, 其恩の万一を報ずべし……大和俗訓 孝養をいたさずば 父母死して後, いかに悔ゆともかへ るべきや 六論衍義大意
	普通小学修身談 巻之一上	明治 19年	松平好房 の 孝 行	よく父母につかふるを孝となす, 人のおこなひは, 孝よ りおほいなるはなし。身をつつしみ, 用を節して以て父 母を養ふ 孝 経

教科書にみられる「家族像」修身教科書の場合

時期	教科書名 巻	発行年	題材等	本 文
検 定 期	高等小学修身書 巻之一	明治 25年	第 四 孝 行	身を立て、家を起し、以て、父母祖先の功をつかむことを思ふべし 是、大なる孝行なり、子、父の志を継ぎなすを大孝という
	高等小学修身書 巻之二	明治 25年	第 三 孝 行	孝の道は、愛と、敬との二にあり。愛敬を以て、其の父母に事へむことは、人々みづから、己が心をつくしたらむには、おのづから、孝の道にもかなふべし 迪舜篇
	新編修身教典 尋常小学用		第二十課 親に孝なれ	子たるものは、各、学をはげみ、業をつとめ、世にたふとばるるほどの人となりて、父母の名をも、あらはすべし、これ、孝の最、おほいなるものなり
国 定 一 期	尋常小学修身書 第三学年	明治 37年	だ い 四 こーこー	二宮金次郎は、小さいときに わらじをつくって おとうさんの てだすけをしました。金次郎は こーこーなこであります。 コーハ、トクノモト
	尋常小学修身書 第四学年		第 六 こーこー	オフサは うちがまづしいため ぐらしを助けました。かよーに、ふたおやを たいせつにしたので やくしょから ほーびをいただきました。 コーハ、オヤヲヤスズルヨリ 大ナルハナン
二 期	尋常小学修身書 巻 三	明治 43年	第 三 かうかう	渡辺登は うちがまづしい上に 父がびょうきになったので うちのぐらしを たすけるために 姪をかくけいこをしました。 父母ノオンハ 山ヨリモ高ク 海ヨリモフカシ
	尋常小学修身書 巻 六	大正 6年	第 七 課 忠 孝	楠木正成は 足利尊氏との戦いで、その子、正行に「我死すとも、汝は我が志をつきて必ず君に忠義を尽し奉れ、これ汝が我に尽す第一の孝行なり」と懇に諭した。 「格言、忠臣ハ孝子ノ門ニ出ツ」
三 期	尋常小学修身書 巻 五	大正 7年	第 十 課 孝 行	山城の川島村の儀兵衛の話。孝行のことが時の天皇の御耳にはいって儀兵衛は御褒美をもらった。
四 期	尋常小学修身書	昭和 8年		オフサ、 渡辺登の話 (一期、二期)

表一3によると、各時期の特徴がみられるが、孝行とは要約すると、①父母の心を和らげること ②よく父母に事えること ③身を立て家を起す ④孝には、愛と敬とある ⑤孝は百行の本 ⑥父母から伝わった財産を失わない ⑦忠孝一本 のようになる。

7) し つ け

“しつけ”は道徳教育における実践的な分野であるので、親子関係をあらわすものとして、孝行の次に、時期別に題材を次の表一4に表示する。

表一4 “しつけ”に関する題材とその内容

時期	教科書名 巻	発行年	章, 課	本 文 (又は要約)
倫 理 復 教 活 的	修身見訓	明治 17年	第 一 章 孝 弟	出入は必ず父母に告ぐべし、告げずして遠く遊ぶは不可なり
	小学作法書 巻之一		な し	朝おきたる時と、夜いねんとする時は、必ず先づ父母を拝して、其きげん問ふべし。幼少の時より常に心掛くべきことは、言葉遣いを奇麗にして、身に不行跡なきやうすること、女子は殊更なり
検 定 期	尋常小学修身書 巻一 巻二	明治 25年	第 29 課 第 26 課	“節儉”モノヲソマツニスルナ 毎朝、早く 起きて 父母の助けをせよ。朝ねすべからず……

久 武 綾 子

時期	教科書名 巻	発行年	章, 課	本 文 (又は要約)
国 定 期	一期 尋常小学 第二学年	明治36年	ダイ 26	セケンノ ヒトニ メイワクラ カケテハ ナリマセン
	二期 尋常小学 巻二	大正6年	十 十 四 二 三	アライ ウメオ タベヨウトシマスト 母がトメテキマス “ヤマイハ □ヨリ入ル” 本ヲマタダト, 母ハ「ブサホフナコトヲ シテハナリマセン」ト イツテキカセマシタ。 糸ガモツレトケナイトキ, 子ガキリマショウカ, トイフト, 母 ハ 「シンバウシテイトイテイケバ トケナイコトハアリマセン」 ト。
	三期 尋常小学 巻二	大正7年	四	「ジブンノコトハ ジブンデセヨ」
	四期 尋常小学	昭和8年		二期, 三期に同じ
	五期 ヨイコドモ 上	昭和16年		オヤニ シンパイヲ カケルナ

8) 兄弟関係

家族関係のうち兄弟関係について, 時期ごとにまとめ表示したのが表一5である。

表一5 「兄弟関係」に関する題材とその内容

	教科書名 巻	発行年	題 材	本 文 (又は要約)
翻 訳 期	泰西 勸善訓蒙下巻 後編	明治6年	兄弟ノ務	兄ハ年長ニシテ弟ニ優レルニ因リ能ク弟ヲ教訓シテ之ヲ 保護スベク……弟ハ父母ノ在ラザル時 殊ニ兄ニ信從シ テ…… 夫婦親子ノ務ニ次キ重大ナル者ハ 兄弟姉妹ノ務ナリ
儒 教 的 倫 理 復 活 期	小学修身訓 下	明治13年	第 七 家 倫	兄弟は同胞の親しみ父母に次ぎたる天倫なり。三親の内 父子夫婦よりも交り久しきは兄弟なり。其親み久しきを 楽むべし。兄は弟に愛深く, 弟は兄に敬篤くすべし…… 初学訓
	小学修身書 一	明治14年	孝 弟	善く兄長に仕ふるを弟といふ 兄弟姉妹の睦しきは 父母をして楽ましめ…… 朱子
	幼学綱要 巻之二	明治15年	友 愛 第 四	兄弟ハ一体一支ナリ, 長少ノ序, 恵順ノ別アリトイエド モ, 相友愛スルノ情理ニ至テハ, 則異ナルコト無シ。
	小学修身書 巻之二	明治17年	第 二 章	兄は父に次ぎて, 貴び敬ふべし。起居出入, 衣服飲食, 兄を先にして, 我が身を後にし, 兄の事を見習ひ, 悌順 の道をもて…… 童子訓
検 定 期	普通 小学修身談	明治19年	巻之一 上	兄の貴ぶところのものは愛なり, 弟の貴ぶ所の者は敬 なり。 善をおこなふ道は, 孝弟をもとす。
	小学修身訓 巻之中	明治25年	第 五	兄弟は, 同じ父母の血を分ちたれば, 互にその親しみの 久しきことを楽しみ, 愛と敬との心を失わず相助けて, 身の幸いを全くすべし
	小学修身書 巻之二 高等小学修身書 巻之一	明治25年 明治25年	第 三 友 愛 第 五 友 愛	兄弟仲よくするも孝行なり。むつまじくして, 父母に心 配をかけぬやうにすべし, 兄弟は両の手のごとし。 兄の恥は弟の恥となり, 妹の辱は, 姉の辱となるものゆ え, 互に相助け, 相よりて身を立て, 家を起すべきなり
国 定 期	尋常小学修身書 巻一 巻六	明治38~ 昭和8年	兄 弟	“兄弟仲よくせよ”という課題を, いろいろな例話, を 引用して, 説いている。 格言 兄弟は両手の如し
	初等科修身 一 (3年)	昭和16年	にいさん	軍国主義の教科書なので “にいさん”という 題目でも 兄弟仲よくというのではなく, にいさんの次に, ぼくが 兵隊さんになるという話。

表一5によると, 「家」制度下においては, 兄弟関係において長少の序列があったことが読みとれる。これは明治31年の明治民法970条に, 「親等ノ異タル者ノ間ニ在リテハ其近キ者ヲ先ニス」「親等ノ同シキ者ノ間ニ在リテハ男ヲ先ニス」とあり, 家督の直系嫡出長

教科書にみられる「家族像」修身教科書の場合

男子単独相続を明確化した³⁹⁾すなわち将来「家」を継承する長男と他の子どもは、立場がすでに生まれた時から違っていたのである。また兄弟仲よくするのは孝行といている。なお、その心は、愛と敬であり、それは、今も昔も変わらない、といえる。

Ⅲ ま と め

現在、家族の中における世代間の相違すなわち実の親子、嫁と姑のあいだで、考え方や価値観の違いによって様々な紛争が起こることがある。その原因を考えると、その一つに各々の世代が使用した教科書があげられる。それは、前述のように教科書が日本人を作ったといわれるからである。そこで、どのような教科書によって教育されたかをみるため作成したのが表一六である。表では修身教科書と、また教育の中心であった国語科も調べた。

表一六 使用教科書別年齢階層と教科書の性格

出生年	年齢(昭和62年4月1日現在)	使用修身教科書及び性格、「巻頭の句」「キグチコヘイ」	国語教科書略称と表紙
(1)明治8～12年	107～113歳	儒教主義濃厚の教科書(明治13～19年) 「孝は徳のもとなり」(『小学修身書』)	
(2)明治13～30年	90～106 "	検定教科書(明治19～36年) (国家統制強化時代の教科書) 「てんしさまをたふとむべし」 『小学修身経』	
(3)明治31～36年	84～89 "	一期国定教科書(明治39～42年) (資本主義興盛期における比較的近代的教科書)第一学年は教科書なし 第二学年 ダイー 「オトウサンガ、トオイ トコロヘ イキマス。オタケハ オカアサント イッショニ ミオクッテキマス」	イエスシ 読本 墨色表紙
(4)明治37～43年	76～83 "	二期国定教科書(明治43～大正6年) (日露戦争後家族国家倫理に基づく教科書) 巻一 1 ヨクマナビ、ヨクアソベ(さし絵のみ) 16 「コレハ テンノウヘイカガ オデカケニナル トコロデゴザイマス」 17 『キグチ コヘイハ ラッパ ラクチニアテタ ママ シニマシタ』	ハタタコ 読本 墨色表紙
(5)明治44～昭和元年	61～75 "	三期国定教科書(大正7～昭和7年) (第一次世界大戦後大正デモクラシー期の教科書) 巻一 1 ヨク マナビ ヨクアソベ(さし絵のみ) 16 「テン ノウ ヘイカ バンザイ」 17 『キグチコヘイハ……シンデモラッパ ラクチカラ ハナシマセンデシタ』	ハナハト 読本 灰白色表紙

出生年	年齢(昭和62年 4月1日現在)	使用修身教科書及び性格,「巻頭の句」 『キグチコヘイ』	国語教科書 略称と表紙
(6)昭和2～9年	53～60歳	四期国定教科書 薄青色表紙 (昭和8～15年) (満州事変後ファシズム抬頭期の教科書) 巻一 1 ガツコウ ニフガク (さし絵のみ)色刷り 11 「モウ ゴハン デスカラ, カヘリ マス……」 30 『キグチコヘイハ……シンデモ ラッ パニクチカラ ハナシマセンデシタ』	サクラ読本 セピア色
(7)昭和10～14年	48～52 "	五期国定教科書 (昭和16～20年) (超国家主義 ミリタリズムの教科書) ヨイコドモ 上 さし絵のみ 「モウ ゴハン デスカラ カヘリマス……」	アサヒ読本

そこで表一6によって家族関係における世代間の差をみてみよう。(7)のいま、48～52歳の人々からみると、その父母は(5)の61～75歳の人達であり、(7)の人々の祖父母は(3)の84～89歳の人達になるだろうか。つまり使用教科書は、国定五期と三期と一期であって、各々の教科書には特有の性格がみられ、その影響を受けている面も少なくないと思われる。

また、現在、65歳以上の老人をみてみると、その大部分は(4)と(5)で、明治の40代から大正生まれで、表でわかるように、テンノウとキグチコヘイで象徴されるような修身教育を受けて来た人々である。また、忠孝一本をいう道徳が称揚された時代に育ったのである。

とくに女子の場合、修身教育でも国語教育においても、その教科書に女大学小学生版というべきもので教育された歴史があり、今日、わが国においては諸外国に比べ老人の同居志向が高い原因の底流には、女大学的思想が内在しているのではないかと推測される。

さて、(6)と(7)の昭和生まれであるが、いわゆる昭和一桁と昭和10代生まれ、教科書でいえば国定四期と五期で、国語ではサクラ読本とアサヒ読本である。家族関係でいえば兄弟姉妹関係である。(7)の世代は、超国家主義や軍国主義が直接、彼等の人格を形成しない6～10歳の時に敗戦となり戦後の教育を受けたため、(6)の世代のように教育や意識の逆転をもろに受けていない。だから(6)と(7)ではある程度の差はみられるが加齢に伴いどうなのか。

また女子の場合、(7)より前の世代では、義務教育だけで学校教育を終了した人々がかなり多かったため、その期間に教科書で受けた教育が女性の生き方を支配した面もあろう。

以上、本稿では表一6を最後に掲げ、世代間に対立⁴⁰⁾があるとすれば、その原因を探る一方法として各世代が使用した教科書を参照されたく、これをもって本稿の総括とする。

(昭和62年9月1日受理)

引用文献

- 1) 唐澤富太郎：教科書の歴史 序 創文社 3 (1956)
- 2) 唐澤富太郎：前掲書 序 1
- 3) 拙稿：図説・女子教育史(第2報)「女大学」成立とその系譜 愛教大教科教育センター報告 第10号 69～79頁(1986)
- 4) 拙稿：教科書にみられる「家庭像」一戦前、小学校国語教科書の場合 愛教大研究報告 第36輯(芸術・保健体育・家政・技術科学編) 38, 39頁(1987)
- 5) 唐澤富太郎：前掲書 総論 1
- 6) 唐澤富太郎：前掲書 総論 2
- 7) 唐澤富太郎：前掲書 総論 3頁以下
- 8) 唐澤富太郎：前掲書 総論 8頁以下
- 9) 唐澤富太郎：前掲書 総論13頁以下
- 10) 唐澤富太郎：前掲書 I幕藩時代の教科書 25頁
- 11) 唐澤富太郎：前掲書 II近代学校の発足と翻訳教科書 49頁以下
- 12) 唐澤富太郎：前掲書 II 64頁～
- 13) 唐澤富太郎：前掲書 III儒教主義復活時代の教科書 103頁以下
- 14) 唐澤富太郎：前掲書 III 117頁
- 15) 唐澤富太郎：前掲書 IV検定教科書と国家統制 146頁以下
- 16) 唐澤富太郎：前掲書 IV 150頁
- 17) 唐澤富太郎：前掲書 IV 151頁
- 18) 唐澤富太郎：前掲書 V国定教科書の成立 191頁以下
- 19) 海後宗臣・仲新：教科書でみる近代日本の教育 東京書籍 94頁以下(1979)
- 20) 唐澤富太郎：前掲書 VI資本主義興盛期における近代的教科書, 229頁
- 21) 海後宗臣・仲新：前掲書 113頁
- 22) 唐澤富太郎：前掲書 VII家族国家倫理に基づく修身教科書 270頁
- 23) 唐澤富太郎：前掲書 VII 277頁
- 24) 唐澤富太郎：前掲書 VII 285頁
- 25) 唐澤富太郎：前掲書 VIII大正デモクラシー期の教科書 338頁以下
- 26) 海後宗臣・仲新：前掲書 136頁
- 27) 唐澤富太郎：前掲書 IX 431頁以下
- 28) 唐澤富太郎：前掲書 IX 433頁以下
- 29) 唐澤富太郎：前掲書 X超国家主義・ミリタリズムの教科書 481頁以下
- 30) 海後宗臣・仲新：前掲書 180頁
- 31) 唐澤富太郎：前掲書 96頁
- 32) 勝部真長・渋川久子：道徳教育の歴史 玉川大学出版部 106頁(1984)
- 33) 竹田聰洲：日本の「家」とその信仰『同志社大学人文科学研究所研究叢書15』所収, 8頁以下(1981)
- 34) 唐澤富太郎：前掲書 XIV教科書と日本人の形成 768頁
- 35) 唐澤富太郎：前掲書 VII 278頁
- 36) 中内敏夫：初等教育『日本近代教育百年史5』国立教育研究所 44頁(1974)
- 37) 唐澤富太郎：前掲書 VII 282頁
- 38) 唐澤富太郎：前掲書 VIII 365頁
- 39) 鹿野政直：『戦前「家」の思想』創文社 58頁(1983)
- 40) 唐澤富太郎：前掲書 XIV 739頁